

福岡県勤労者知事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県内の事業所に勤務する勤労者で、長年にわたり職務に精励し、顕著な業績をあげ、他の模範となる者を表彰するため必要な事項を定めることにより、勤労を尊重し、もって企業活力の向上及び勤労者の福祉の増進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる勤労者は、一般私企業の事務所に勤務する者とし、事業主が推薦した勤労者のうちから知事が審査の上決定する。ただし、次の各号の1に該当する者は除く。

- (1) 取締役、監査役及びその他の役員
- (2) 過去において当表彰を受けた者

(表彰の基準)

第3条 この要領による表彰を受けることができる者は、年齢50歳以上の者で、原則として同一事業所に30年以上勤続し、かつ、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 発明・発見及び創意工夫により、生産能率の向上等に顕著な功績をあげた者
- (2) 産業災害の発生を未然に防止し、又は災害発生の際、被害を最小限に食い止め、重要な施設・資材を保全した者
- (3) その他労働福祉・労務管理の改善等に顕著な功績をあげた者

(候補者の推薦)

第4条 事業主は、前条の規定により表彰するにふさわしい者がいるときは、別紙様式による推薦書を所管の労働者支援事務所を経由して、指定された期日までに知事に提出するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状により知事が行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回「勤労感謝の日」を記念して行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。